

青森県災害情報普及支援協議会

【目的】

青森県災害情報普及支援協議会は、各市町村が作成するハザードマップの作業や、地下街等・要配慮者利用施設・大規模工場等の施設の所有者又は管理者が行う自衛水防活動に関して、円滑化を図るとともに、防災情報普及の推進をもって地域住民の安全に寄与することを目的とする。

【会務】

- ① 目的を達成するため、想定浸水資料をもとに現地調査、研究、広報及びその他必要事項を審議決定する。なお、洪水ハザードマップの作成や改定についてフォローアップの円滑化を図るものとする。
- ② 水防法第 15 条に規定する迅速な避難確保のための措置の充実について、一層の促進を目指すものとする。
- ③ 防災にかかる情報の普及支援の推進を図るものとする。

【構成機関】

東北地方整備局青森河川国道事務所、高瀬川河川事務所、青森県総務部防災消防課、青森県警察本部、青森県県土整備部河川砂防課、青森県県土整備部都市計画課、東青地域県民局地域整備部、中南地域県民局地域整備部、西北地域県民局地域整備部、西北地域県民局鱒ヶ沢道路河川事業所、三八地域県民局地域整備部、上北地域県民局地域整備部、下北地域県民局地域整備部、中泊町、五所川原市、つがる市、鶴田町、板柳町、弘前市、藤崎町、田舎館村、平川市、八戸市、三沢市、東北町、六ヶ所村、南部町、田子町、青森市、大鰐町、むつ市、今別町、鱒ヶ沢町、野辺地町、七戸町、東通村、五戸町、新郷村、平内町、十和田市、外ヶ浜町、おいらせ町、三戸町、蓬田村、西目屋村、黒石市、階上町、深浦町、六戸町、横浜町、大間町、風間浦村、佐井村、以上 53 機関

【事務局】

東北地方整備局青森河川国道事務所、高瀬川河川事務所、青森県県土整備部河川砂防課で構成する。

平成 17 年 6 月 7 日から実施、水防法改正に基づき平成 25 年 7 月 10 日規約一部改定。